

廃棄物の種類別受入に関する事項

ただし、福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者については、「別表第3」の受入数量に関する項目を適用しない

区分	A 木・竹くず類(1/2)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること 「事業者による搬入は不可」としている品目であっても、民間の木くず再資源化施設で受入れ不可の場合は搬入を認めることがある 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている品目についても原則受入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
木製家具類	タンス、テーブル、机、キャビネット、本棚、サイドボード、食器棚、椅子、ベッド(木枠のみ)	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること 金属、ガラス、鏡を取り除くこと(釘、取手程度は除去不要)	工場1トン
木製建具		臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること ガラスを除去すること	工場1トン
生木・剪定樹木・枯れ木(亜熱帯植物、毒性のある樹木、を除く)			搬入禁止 民間のせん定枝等再資源化施設を利用すること	
亜熱帯植物	シロ・ソテツ	(直径25cm以下のもの) 臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	産業廃棄物は搬入不可	工場2トン
		(直径25cmを超えるもの) 2m以下		埋立場2トン かつ4m ³
毒性のある樹木	夾竹桃(キョウチクトウ)	(直径25cm以下のもの) 臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	産業廃棄物は搬入不可	工場2トン
		(直径25cmを超えるもの) 2m以下		埋立場2トン かつ4m ³
竹		臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること 土砂等を除去すること	工場1トン
草・わら・つる・落ち葉	草・生花・芝生・竹の葉・ダンチク(暖竹:イネ科の多年草)	臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	土砂等を除去すること。草については、木くずと混載の場合は原則として民間の再資源化施設を利用すること	工場2トン
芝生(土砂が付着し除去できないもの)		1m以下×1m以下	原則として土砂を除去し、工場に搬入すること 埋立場への搬入は、土砂が除去できない場合に限る	埋立場2トン かつ4m ³
根株	亜熱帯植物以外	1m以下×直径1m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること。埋立場に搬入する場合は、根株に付属する幹部の最大の長さは20cm以内とし、極力根株のみとする	埋立場1トン かつ2m ³
	亜熱帯植物		産業廃棄物は搬入不可	

区分	A 木・竹くず類(2/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること 「事業者による搬入は不可」としている品目であっても、民間の木くず再資源化施設で受入れ不可の場合は搬入を認めることがある 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている品目についても原則受入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
廃木材	角材、板材、パレット、家屋解体くず、型枠材、コンパネ、枕木、木杭、丸太、木製電柱、ウッドデッキ、看板、すのこ、ホート、ヨット、浴槽	(直径(厚み)25cm以下のもの) 臨海工場、西部工場2m以下×1m以下 東部工場 1m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること。土砂、金具等を除去すること	工場1トン
		(直径(厚み)25cmを超えるもの及び不燃性のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること。土砂、金具等を除去すること	埋立場1トン かつ2m ³
木粉			産業廃棄物は搬入不可 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場500kg
生活雑貨類	よしず、すだれ、木製おもちゃ、木製ギター、籐製品	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	産業廃棄物は搬入不可 金具を取り外すこと	工場100kg

区分	B 紙くず類	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 原則、禁忌品で(古紙回収に適さないもの)についてのみ受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
紙類	感熱紙、感圧紙、油紙、汚れた紙、においのついた紙、コーティングされた紙などでリサイクルできないもの	原則、禁忌品(再資源化に適さない材質のもの)のみ受け入れる。リサイクル可能な紙は、機密書類であっても搬入禁止		工場4トン
壁紙類	壁紙	臨海工場、西部工場 2m以下×直径25cm以下 東部工場 1m以下×直径25cm以下	家庭から出るリサイクル可能な紙については、区役所等の資源物回収ボックスや、地域回収拠点、地域集団回収を利用 事業所から出るリサイクル可能な紙については、民間の古紙回収業者または福岡市リサイクルベースを利用	工場8トン (ただし、1回あたり4トン)

区分	C 繊維くず類	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
カーペット (じゅうたん)	ホットカーペット(コードは除く)、じゅうたん、籐のカーペット	1m以下×1m以下の大きさに折りたたみ、可燃性の紐で広がらないよう結ぶこと		工場2トン
布・繊維くず	カーテン、モップ、布製かばん	臨海工場、西部工場 2m以下×2m以下 東部工場 1m以下×1m以下	飛散しやすい形状の場合は、可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
布団・毛布			電気毛布についてはコードを除去すること。コードの搬入は、区分H参照	工場1トン
畳		1m以下×1m以下	半畳以下の大きさに切断すること	工場50畳 (切断した状態で100枚)
本革	ベルト・本革靴		合成皮革のものを除く 合成皮革は区分E参照	工場1トン
マットレス・ソファー・ベッド類 (スプリングのないもの)		臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下		工場2トン
マットレス・ソファー・ベッド類 (スプリングの有るもの)		2m以下	マットレス一体型のベッドは事業者による搬入は不可 パッカー車での搬入は禁止 分割されたものは、形状から明らかに一体物と判断できた場合のみ、1組(1枚・1個)とみなす	資源化センター マットレス2枚 ソファー2個

区分	D 厨芥・動植物性残さ類		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 臭気を発しないようにすること	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
固形食品類	肉・野菜・菓子・ラーメン・果実・おから・骨・卵・卵の殻・缶詰及び瓶詰めの中身、アイスクリーム		可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)。食料品、医薬品、香料製造業から生じるものは搬入禁止	工場2トン
魚介類			水切りを十分に行い、可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下) 食料品、医薬品、香料製造業から生じるものは搬入禁止	工場300kg
種・苗			土砂等を除去すること 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
ペットフード			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
海藻・藻類			土砂等を除去すること 水切りを十分に行うこと 食料品、医薬品、香料製造業から生じるものは搬入禁止	工場2トン
ペースト状食品類	ソース・マーガリン・ヨーグルト・バター・ケチャップ・マヨネーズ	(プラスチック製容器入り及び容器内部がアルミコーティングされているもの)	液状及び米ぬかの場合、事業者による搬入は不可 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場300kg
		(上記以外)	液状の場合、事業者による搬入は不可 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
粉末食品	砂糖・小麦粉・米ぬか(乾燥したもの)		米ぬかの場合、事業者による搬入は不可 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
配合飼料			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場1トン
食用油			事業者による搬入は不可。ウエス、紙類に含ませること(液状のままのものは搬入禁止)	工場300kg

区分	E 廃プラスチック類(1/2)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
ネット・シート状のもの、ロール状のもの	漁網・人工芝・ビニールシート・ビニール壁紙	臨海工場、西部工場 3m以下×3m以下 ロール持込みの場合 2m以下×直径25cm以下 東部工場 3m以下×3m以下 ロール持込みの場合 1m以下×直径25cm以下	ワイヤー付は搬入禁止 東部工場へ搬入する際は、1m以下×1m以下に折りたたみ(ロール持ち込みの場合を除く)、可燃性の紐で広がらないよう結ぶこと	工場300kg
防火シート、耐火シート、防災シート		2m以下×2m以下	ロール状にし、結束すること	埋立場1トン かつ2m ³
家具・建具	衣装ケース(衣装箱) ウォーターベッド	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	ウォーターベッドは水を除去する	工場300kg
看板・プラント		臨海工場、西部工場 2m以下×1.5m以下 東部工場 1m以下×1m以下		工場300kg
電線被覆類		臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	被覆のみ	工場300kg
大型ホース類	高圧ホース	(鋼線のないもの) 臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下 (鋼線の有るもの) 2m以下×直径25cm以下	金具は除去すること	工場300kg 埋立場1トン かつ2m ³
塩ビパイプ等		臨海工場、西部工場 2m以下×直径15cm以下 東部工場 1m以下×直径15cm以下		工場300kg
記憶媒体	フィルム・ビデオテープ・カセットテープ・レコード・レーザーディスク・FD・CD・MO・MD・DVD			工場300kg
板状のもの	サイディング(断熱性壁材)・アクリルボード	臨海工場、西部工場 2m以下×2m以下 東部工場 1m以下×1m以下	可燃性のも	工場300kg
クーリングタワー		臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.25m以下	可燃性のも(樹脂製) 金属類は分離し、資源化センターへ搬入する	工場300kg
車のバンパー(プラスチック製のもの)		臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	金具を除去すること	工場50kg (5個)
車のバンパー(FRP製のもの)		2m以下	金具を除去すること	埋立場 50kg (5個)
トナーカートリッジ(インクカートリッジを含む)			メーカー、販売店回収(リサイクル)を原則とする。リサイクルできないものは工場で受入	工場10個

区分	E 廃プラスチック類(2/2)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
使い捨てライター			中身を使い切る。もしくはガスを抜くこと。職員へ手渡すこと	工場20本
雑貨類	装飾品・食器・壺・本立・ホリバケツ・ヘルメット・ゴム靴・スキー靴、合成皮革製品	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	バンダー、ファイル等の金属部分を取り除くこと	工場300kg
ガラス繊維(グラスファイバー)、FRP製品	スキー板、サーフィンボード、スノーボード、タンク、ケーシングタワー用部材、釣り竿、パラホラアンテナ	2m以下×1m以下	パラホラアンテナについてはコード類を除去し、2m以下に切断すること	埋立場1トン かつ2m ³
ボート類(グラスファイバー、FRP製)		リサイクルを原則とする (社)日本マリン事業協会 TEL03-5542-1202 FAX03-5542-1206 ホームページ: http://www.marine-jbia.or.jp/	リサイクルできないもののみ受入 2m以下×1m以下	埋立場1トン かつ2m ³
その他プラスチック類	波状板、オイルフェンス、発泡スチロール、ボート、釣り竿、パレット、すだれ	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	ガラス繊維が入っていないもの ガラス繊維入りのものは、廃棄物の種類「ガラス繊維(グラスファイバー)、FRP製品」を参照	工場300kg

区分	F 金属くず類(1/3)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
スプレー缶類	カートリッジボンベ、塗料用スプレー缶		ガス抜きキャップ等で中身を出し切ること ガス抜きキャップがないものは、噴射口を下にして地面に押し付けるなどして中身を出し切ること	資源化センター 50kg
シャッター、フラインド類		2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可 頑丈なシャッター(重量シャッター)は分解して搬入すること	資源化センター 2枚
流し台、浴槽(ステンレス製)		2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 1台
銅管	冷媒配管	2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場10kg
暖房器具(オイルヒーターを除く)	ストーブ、ファンヒーター	家庭用のもの	事業者による搬入は不可 燃料を使い切ること コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 2個
トレーニング機器(健康器具)	ルームランナー、ランニングマシン、サイクリングマシン、ぶら下がり健康器具、電動マッサージ器、あんま機	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること 電池を取り除くこと。電池の搬入は、区分Nを参照	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個

区分	F 金属くず類(2/3)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
電工ドラム			コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 100kg
金庫		(耐火性のもの) 50cm以下×50cm以下×50cm以下	事業者による搬入は不可 扉を分離すること。分離できない場合は、扉が閉まらないよう手当てすること。中を空にしておくこと	埋立場1個
		(非耐火性のもの) 1m以下×1m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 開放した状態とし、中を空にしておくこと	資源化センター 2個
建具	カーテンレール	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 窓枠、開き戸などのガラスは除去すること。搬入については区分Kを参照すること	資源化センター 2個
		(上記以外のもの。断熱材が除去できないもの)	事業者による搬入は不可	埋立場2個
小型調理器	ポット・卓上一口コンロ		コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 2個
湯沸器・調理器	ガスレンジ・ガスコンロ・ガステーブル・IHクッキングヒーター・瞬間湯沸器・風呂釜・オーブンレンジ、電子レンジ	家庭用で圧力容器を含まないもの 厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 1個
電気盤、通信機器盤		2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 1個
照明器具		厚み3.2mm以上の鉄板、補強材を含まないもの	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること。ランプ、ガラスは分離除去すること。搬入については区分Kを参照すること	資源化センター 2個
自転車・一輪車	自転車、一輪車(乗用及び荷運搬用)、三輪車		事業者による搬入は不可 パッカー車での搬入禁止	資源化センター 2台
リヤカー	台車		事業者による搬入は不可	資源化センター 1台
車椅子			事業者による搬入は不可 パッカー車での搬入禁止	資源化センター 1台
金属製家具類	机、ロッカー、キャビネット、椅子、ガーデンパラソル	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個
使用後のペール缶、一斗缶	塗料用金属容器	洗浄等により、内容物を除去し、爆発、火災等の危険性がないもの有機物の付着がないもの	事業者による搬入は不可 必ず蓋を開放すること	資源化センター 100kg
		塗料等が付着し固化しており、容易に分離不可能なもの。有機物等の付着があるもの	事業者による搬入は不可 必ず蓋を開放すること	埋立場100kg かつ0.05m ³
車のバンパー(金属製)		2m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 1個
生活雑貨類	食品・飲料・洗剤の空き容器、装飾品類、食器、壺、本立て、傘等小型のもの	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの)2m以下×1m以下×0.7m以下	産業廃棄物は搬入不可 ガラス等は除去すること	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの) 2m以下	産業廃棄物は搬入不可	埋立場100kg かつ0.05m ³

区分	F 金属くず類(3/3)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
機器類	ポンプ、コンプレッサー	一辺の最大長さ50cm以下 内蔵の油等が除去されたもの	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること	埋立場 2個
ワイヤー状、コード状、チェーン状、フェンス状、網状のもの	バンド、帯鉄、ワイヤー、番線、針金、フェンス、束線、スプリング、針金ハンガー、チェーン、タイヤチェーン、ワイヤー入り提灯、金属製の網	2m以下	事業者による搬入は不可 巻いた状態のものは搬入禁止 2m以下の長さに切断すること	埋立場100kg かつ0.05m ³
ポイラー(灯油・ガス用)・金属製灯油タンク		家庭用のもの	事業者による搬入は不可 灯油、ガス等が残っているものは搬入禁止	埋立場1個
ドラム缶			事業者による搬入は不可 天板を取り除くこと	埋立場1個
支柱・パイプ類	アンテナ、車庫支柱、ビニールハウス(家庭菜園に限る)用パイプ	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可 農業用ビニールハウス用パイプについては、搬入禁止	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 農業用ビニールハウス用パイプについては、搬入禁止	埋立場100kg かつ0.05m ³
釣り用おもり(鉛製)			一般家庭(釣り)用のみ受入 事業者による搬入は不可	埋立場10個
オイルヒーター		1.8m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 器具の内蔵オイル等も取り除いたもの コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 2個
鋭利なもの	包丁、工具の刃、釘、針		厚手の紙等に包み職員に手渡すこと	資源化センター 10kg
その他の金属類	ミシン、ブリキ、バネ、タイプライター、パラホラアンテナ、スケートボード、パチンコ玉	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1.5m以下	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること ※タイプライターの鉛文字は搬入禁止 ※パチンコ玉は箱に入れ職員に手渡すこと	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること ※タイプライターの鉛文字は搬入禁止	埋立場100kg かつ0.05m ³

区分	G 金属及び木質系複合物	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
看板		(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの)2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個
楽器類	オルガン、ドラム、電子ピアノ	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの)1.5m以下×1m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 2トン
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個
	ピアノ	別表第4の2参照	搬入禁止	-
家具類	卓球台	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの)2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 5個
		(上記以外)2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場2個

区分	H 金属及び プラスチック複合物(1/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
トランス(PCB入り を除く)		油入りでないもの 20cm以下×20cm以下×20cm以下	事業者による搬入は不可	埋立場1個
電化製品	掃除機、卓上冷温水器、除湿器冷風機、炊飯器、ホットプレート、電気ポット、トースター、加湿器、空気清浄機、食器洗い乾燥機、食器乾燥機、アイロン、スポンジプレス、扇風機、AED、家庭用ゲーム機、電話機、キックボード(電動式)	特定家庭用機器再商品化法対象機器 (詳細は別表第4の4参照)及び当該対象機器を分解したもの、サンプル品	搬入禁止	-
		(上記以外) 1.5m以下×1m以下	コード類は除去し、2m以下に切断すること 冷温水器、除湿器、冷風機等でコンプレッサーがある機器は、フロンガスの回収及びコンプレッサーを除去すること(コンプレッサーの除去は事業系廃棄物のみ)。第一種特定製品はフロン回収時の引取証明書(写し)が必要。モーター、バッテリーは除去すること。モーターの搬入は「F 金属くず類」の機器類参照 充電式電池、バッテリーは搬入禁止(詳細は別表第4参照) 金属部分が大半の場合、厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含む場合は、事業者による搬入は不可	資源化センター 2トン
冷蔵庫 冷凍庫 ワインセラー		特定家庭用機器再商品化法対象機器 (詳細は別表第4の4参照)及び当該対象機器を分解したもの、サンプル品	搬入禁止	-
		(上記以外) 1.8m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 フロンガスを回収し、コンプレッサー、厚み3.2mm以上の鉄板、補強材が取り外されているもの。コード類は除去し、2m以下に切断すること 第一種特定製品はフロン回収時の引取証明書(写し)が必要	資源化センター 2台
洗浄便座 暖房便座		コード類は除去し、2m以下に切断すること	洗浄(清掃)したうえで搬入すること	資源化センター 300kg
コピー機類	ワープロ、プリンター、ファクシミリ、コピー	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 1m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること 充電式電池、インクパッド、トナーは搬入禁止のため除去すること(詳細は別表第4参照)	資源化センター 1トン
		(上記以外のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること 充電式電池、インクパッド、トナーは搬入禁止のため除去すること(詳細は別表第4参照)	埋立場1台
音響、映像機器	ラジオ、ラジカセ、ビデオデッキ、アンプ、ステレオ、ステレオセット、スピーカー、DVDプレイヤー	1.5m以下×1m以下	コード類は除去し、2m以下に切断すること。充電式電池は除去すること。充電式電池は搬入禁止(詳細は別表第4の1「バッテリー(蓄電池)」参照) 厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含むもの、金属部分が大半のものは、事業者による搬入は不可	資源化センター 2トン

区分	H 金属及び プラスチック複合物(2/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
パソコン	パソコン	別表第4の1参照	搬入禁止	-
小型電子機器	マウス・キーボード・ドライヤー、ガス漏れ感知器、家庭用ゲーム機	1.5m以下×1m以下	家庭から排出される小型電子機器(25cm×8.5cmの投入口に入るもの)は、原則として区役所等に設置している使用済み小型家電回収ボックスを利用すること(電池・バッテリーは除去) 資源化センターへ搬入する場合は、コード類を除去し2m以下に切断すること、また、充電式電池は除去すること(充電式電池は搬入禁止(詳細は別表第4の1「バッテリー(蓄電池)」参照)	資源化センター 1品目 5個
車の電装品 バイクの電装品		車内の装飾などの交換部品で 金属製及び金属と分離できないもの	金属部分が大半の場合、事業者による搬入は不可	資源化センター 300kg
家具類	パーティション チャイルドシート	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	金属部分が大半の場合、事業者による搬入は不可 ガラス等は除去すること	資源化センター 2個
	アコーディオンカーテン	(上記以外のもの)2m以下	事業者による搬入は不可 ガラス等は除去すること	埋立場2個
電線(ケーブル)・ コード類		長さ2m以下	2m以下に切断すること 大量の場合は結束すること 巻いた状態では搬入禁止	資源化センター または 埋立場2トン
LED照明	電球型LED 蛍光灯型LED		一般家庭において器具本体からLEDの分離が困難な場合は、「F 金属くず類」の「照明器具」として搬入すること	資源化センター 10kg (30個)
楽器類	エレキギター、 エレキギター、 キーボード、電子ピアノ	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの)1.5m以下×1m以下	コード類は除去し、2m以下に切断すること 金属部分が大半の場合、事業者による搬入は不可	資源化センター 2トン
		(上記以外)2m以下	事業者による搬入は不可 コード類は除去し、2m以下に切断すること	埋立場2個
	ピアノ	別表第4の2参照	搬入禁止	-
安定器(PCB入りを除く)		一辺の最大長さ20cm以下 昭和48年以降の製造が確認できるもの	製造年が確認できない場合は、メーカーからのPCBを含有していないことの証明書等を添付すること	埋立場1トン かつ1m ³
業務用ゲーム機	スロットマシン	1.5m以下×1m以下	事業者による搬入は不可	資源化センター 2台
アルミ複合板		2m以下×1m以下	アルミ部分が厚さ0.5mm以上ある場合、事業者による搬入は不可	資源化センター 300kg

区分	I 金属及びガラス複合物	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
浴槽、洗面台(ホ- ロ-製)		不燃性のもの 2m ³ 以下 ※浴槽(木製)は「A木・竹くず類」参照 ※浴槽(ガラス繊維(グラスファイバー)、 FRP製)は「Mその他」参照	事業者による搬入は不可	埋立場1個
太陽熱集熱パネル(ソーラーパネ ル)(温水器用)		2m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 温水器本体、貯湯槽は搬入禁止 ボイラーはF金属くず類を参照すること	埋立場2台
太陽光発電パネル			搬入禁止	

区分	J ガラス及び陶磁器くず類	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
瓶容器		洗浄等により、内容物を除去し、爆発、 火災等の危険性がないもの 有機物の付着がないもの	リターナル瓶は搬入禁止	埋立場1トン かつ1m ³
雑貨類	壺、皿、コップ、置 物、鏡			埋立場2トン かつ2m ³
洗面台	陶器製洗面台(洗面 器を含む)	2m以下×1m以下×0.7m以下	木製部を除去すること	埋立場2トン かつ2m ³
窓ガラス 開き戸用ガラス			枠からの取り外し不可能なものは外枠 (取付枠)も含む	埋立場1トン かつ1m ³
家具・建具 陳列ケース	鏡台の鏡部分	2m以下×1m以下×0.7m以下		埋立場1トン かつ1m ³
碍子(がいし)		1辺の最大長さ50cm以下		埋立場1トン かつ1m ³
蛍光灯			事業者による搬入は不可 家庭から出る蛍光灯は、可能な限り区 役所等の資源物回収ボックスや、家電 量販店での回収を利用	埋立場3kg (10個)
白熱電球、ハロ ゲンランプ				埋立場10kg (30個)
ブラウン管類			パソコンのモニター、テレビは搬入禁止	埋立場1台
車の窓ガラス		2m以下×1m以下	ガラス単体のみ受け入れる	埋立場500kg

区分	K 建設廃材		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
セメント・礎石・石材 及びその解体くず	コンクリート塊、ブロック、 岩石レンガ、ALCモルタル、 セメント・石灰・漆喰・珪藻土	固形のもの	40cm以下×直径(厚み)25cm以下 アスベスト含有物は搬入禁止 建設リサイクル法に係る特定建設資材に該当するものは搬入禁止	埋立場8トン かつ4m ³
		粉末状のもの	搬入禁止 ただし、固形化させた廃棄物は上記条件にて受け入れる	-
石膏ボード類	プラスターボード ジプトーン・ラスボード	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、1回の受入量は全体で100kgかつ0.2m ³ までとする	不燃性のものでアスベスト含有物は搬入禁止 グラスウール、ロックウールを含むもの(岩綿吸音板等)は飛散防止のため袋詰め等を行い搬入すること	埋立場100kg かつ0.2m ³
不燃性サイディング類(金属製を除く)	サイディング(断熱性壁材)・ケイ酸カルシウム板・木毛セメント・スレート	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、1回の受入量は全体で500kgかつ0.5m ³ までとするただし、石膏ボード混載の場合は1回の受入量は全体で100kgかつ0.2m ³ までとする	不燃性及び難燃性のものでアスベスト含有物は搬入禁止	埋立場 500kg かつ0.5m ³
金属製サイディング		ハネ、厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼を含まないもの 2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 断熱材を取り除くこと	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの)2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場100kg かつ0.05m ³
タイル		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のものでアスベスト含有物は搬入禁止	埋立場8トン かつ8m ³
瓦		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のものでアスベスト含有物は搬入禁止	埋立場8トン かつ4m ³
コロニアル(屋根材)		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のものでアスベスト含有物は搬入禁止	埋立場1トン かつ1m ³
コーキング材(シーリング材)			固まったもの 液状・ペースト状等は搬入禁止	埋立場 50kg かつ0.05m ³
屋根等の防水シート材	アスファルトルーフィング	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、1回の受入量は全体で500kgかつ1m ³ までとする。ただし、石膏ボード混載の場合は1回の受入量は全体で100kgかつ0.2m ³ までとする	アスベスト含有物は搬入禁止 ※可燃性であるが、焼却によりタールが溶け出し火災が発生する原因となるため埋立場で受入	埋立場 500kg かつ1m ³
断熱材	押出し発泡ポリスチレン等の可燃物	可燃性のもので 臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×厚み25cm 東部工場 1m以下×1m以下×厚み25cm		工場300kg
	グラスウール ロックウール	不燃性のもので 配管、ダクト等で保温材で覆ってあって分離が困難なものも含む 2m以下	アスベスト含有物は搬入禁止 飛散防止のため袋詰めをして搬入・投入すること 分離した配管やダクトなどの金属類は搬入不可のため除去すること	埋立場50kg かつ0.05m ³
コンクリート電柱 ヒューム管		2m以下×直径50cm以下		埋立場8トン かつ4m ³
耐火二層管(不燃性の外管部分)		2m以下	アスベスト含有物は搬入禁止	埋立場500kg かつ0.5m ³

区分	Ⅱ 罹災ごみ	表中受入数量は1法人(者)1日最大量		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設
可燃物		臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下 ×直径(厚み)25cm以下 ※量は半畳以下 東部工場 1m以下×1m以下 ×直径(厚み)25cm以下 ※量は半畳以下	火災の場合は完全に消火されていること 西部工場には2トン未満、臨海、東部工場には4トン未満の車両で搬入すること 不燃物の分離及び左記寸法以内になるよう前処理を行うこと 不燃物と可燃物の分離が困難と市が認めるものは、埋立場搬入とする (減免-福岡市民のみ) 現に居住している建物は減免制度あり。詳細は各区生活環境課へ相談ください。減免の場合は、搬入時に各区生活環境課発行の「搬入カード」が必要 なお、工場・資源化センターが同一施設内にあり、それぞれへの搬入物が適正に分別されている状態で同一車両にて搬入することは可 この場合、1台の車両につき1枚の「搬入カード」とする。ただし、混載で埋立場へ搬入する際は、別途同課発行の「搬入カード」が必要 減免の場合、自己搬入の事前申し込みは不要	工場
不燃物		「K建設廃材」等に準じる	火災の場合は完全に消火されていること 可燃物の分離及び各廃棄物の種類毎の寸法以内になるよう前処理を行うこと 混載がやむを得ないと市が認めるものは、埋立場搬入とする (減免-福岡市民のみ) 現に居住している建物は減免制度あり。詳細は各区生活環境課へ相談ください。減免の場合は、搬入時に各区生活環境課発行の「搬入カード」が必要 なお、工場・資源化センターが同一施設内にあり、それぞれへの搬入物が適正に分別されている状態で同一車両にて搬入することは可 この場合、1台の車両につき1枚の「搬入カード」とする。ただし、混載で埋立場へ搬入する際は、別途同課発行の「搬入カード」が必要 減免の場合、自己搬入の事前申し込みは不要	埋立場 資源化センター

区分	M その他(1/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
化粧品及び 化粧容器		容器が可燃性のもの、ゲル状・ペースト状の内容物	液状の内容物はウエス、紙類に含ませること 液状の場合、事業者による搬入は不可	工場300kg
		金属容器のもの	洗浄等により、内容物を除去し、火災等の危険性がないよう処理すること。 容器は開放しておくこと	資源化センター 100kg
		上記以外のもの(ガラス容器など)	内容物を除去し、容器は開放しておくこと	埋立場1トン かつ1m ³
洗剤	粉末・液体・固形	容器が可燃性のもの	液体はウエス、紙類に含ませること 液状の場合、事業者による搬入は不可	工場300kg
ワックス・着火剤	液体・固形	容器が可燃性のもの	液体はウエス、紙類に含ませること 液状の場合、事業者による搬入不可	工場300kg
保冷剤(ゲル状)		容器が可燃性のもの		工場300kg
動物の糞		臭気を発しないようにすること	畜産農業から排出される獣畜、鶏等の糞は搬入禁止 乾燥させ、50kg以下の可燃性容器詰めすること	工場300kg
肥料・堆肥(コンポスト)		臭気を発しないようにすること	可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場300kg
ペットのトイレ砂		可燃物 臭気を発しないようにすること	可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場300kg
		不燃物 臭気を発しないようにすること		埋立場10kg かつ0.03m ³
オイルフィルター		金属を分離したもの	油は洗浄すること	工場5個
		上記により分離した金属及び金属が分離できないもの	油は洗浄すること	資源化センター 5個
燃え殻・炭(特別管理産業廃棄物を除く)	炭	(完全に消火されている可燃物) 臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×直径(厚み)25cm 東部工場 1m以下×1m以下×直径(厚み)25cm	事業者の搬入時は特別管理産業廃棄物に該当しないことが確認できる場合のみ受入	工場4トン
	燃え殻	(完全に消火されている不燃物)	同上	埋立場100kg かつ0.1m ³
神具・仏具類	仏壇・神棚	可燃性のもの	原型をとどめないように処理すること	工場4トン
		不燃性のもの(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの)2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 原型をとどめないように処理すること	資源化センター 100kg
		不燃性のもの(上記以外のもの)	事業者による搬入は不可 原型をとどめないように処理すること	埋立場 100kg かつ0.05m ³
シカゲル			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場300kg
焼却灰		福岡市焼却灰受入要綱による 搬入する施設との事前協議による		埋立場100kg かつ0.1m ³
土砂・汚泥	事業者が排出する土砂・汚泥	・含水率70%以下のもの ・有害物(薬品、油、廃液等)を含まないもの ・金属、可燃物、アスファルト等が混入していないもの	土砂は、原則として民間の残土処分場を利用すること	埋立場6トン かつ3m ³
	家庭から排出される家庭菜園等の土砂	上記により判断がつかない場合は、搬入する施設との事前協議による	事業者による搬入は不可	埋立場 500kg かつ0.5m ³

区分	M その他(2/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
石碑・墓石		40cm×直径(厚み)25cm以下	墓石については戒名等を削除し、形体をとどめないようにすること	埋立場2トン かつ1m ³
非感染性廃棄物 (医療機関等※から 排出された非感染性 の廃棄物) 産業廃棄物は搬 入禁止 ※医療機関等:病院、 診療所、衛生検査所、 介護老人保健施設、 介護医療院、助産所、 動物の診療施設、医学・ 歯学・薬学・獣医学に 係る試験研究機関		(可燃物(紙(再利用できないもの)・繊維等)) 臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下 厚み25cm 東部工場 1m以下×1m以下 厚み25cm	禁忌品(再資源化に適さない材質のもの)のみ受け入れる。リサイクル可能な紙は、機密書類であっても搬入禁止 管理責任者発行の非感染性証明詳細リストを施設に持参または事前送付(搬入先施設側が事前了承した場合はE-mail使用可)の上搬入すること	工場2トン
		可燃物(プラスチック)	搬入禁止 処理業者の問合せ先 福岡県産業資源循環協会 Tel 651-0171	
		金属、ガラス、陶磁器、汚泥等の産業廃棄物	その他 福岡市産業廃棄物指導課 Tel 711-4303	
おもつ(上記医療機関等から排出されたものを除く)			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場2トン
乾電池・リチウム一次電池		コイン型リチウム一次電池は絶縁処理を行うこと	ボタン型電池、充電式電池・蓄電池は搬入禁止	埋立場100kg かつ0.05m ³
犬・猫等動物の死体		搬入可能施設は東部工場のみ ※収集運搬を希望する場合 もしくは東部工場休場の場合は 下記へ連絡 井ノ口商会(Tel 671-3895)	畜産農業から排出される獣畜、鶏等の死体は搬入不可 可燃性の箱または袋等に入れて搬入すること ただし、大型(1m以上)の場合及び複数搬入の場合は、東部工場(Tel 691-2999)と事前協議をすること	東部工場のみ
自転車、リヤカー、一輪車(乗用・荷運搬用)のタイヤ		普通車等の車両用・原動機付き自転車・二輪車のタイヤ、農耕用車両、重機などのタイヤは搬入禁止(別表第4参照) ※自転車・一輪車及びリヤカー本体は「F金属くず類」参照	(金属製ホイールのついたもの) 事業者による搬入は不可	资源化センター 300kg
			(タイヤのみのもの) 金属製バルブ等は除去し资源化センターへ搬入すること	工場50kg
浴槽(ガラス繊維(グラスファイバー)、FRP製)	人造大理石浴槽 人工大理石浴槽	2m以下×1.5m以下かつ2m ³ 以下 ※浴槽(木製)は「A木・竹くず類」参照 ※浴槽(ホーロー・ステンレス製)は「J金属及びガラス複合物」参照		埋立場1トン かつ1m ³
活性炭			可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場 4トン
使い捨てカイロ、かん付けカップ酒の容器(使用済みのもの)			未使用のものは搬入禁止	埋立場10kg かつ0.03m ³